

年金制度の改正について

厚生年金保険などの年金制度の改正が順次実施されています。平成19年4月からの主な変更点は次のとおりです。



65歳以上の方の遺族厚生年金の支給方法の見直し

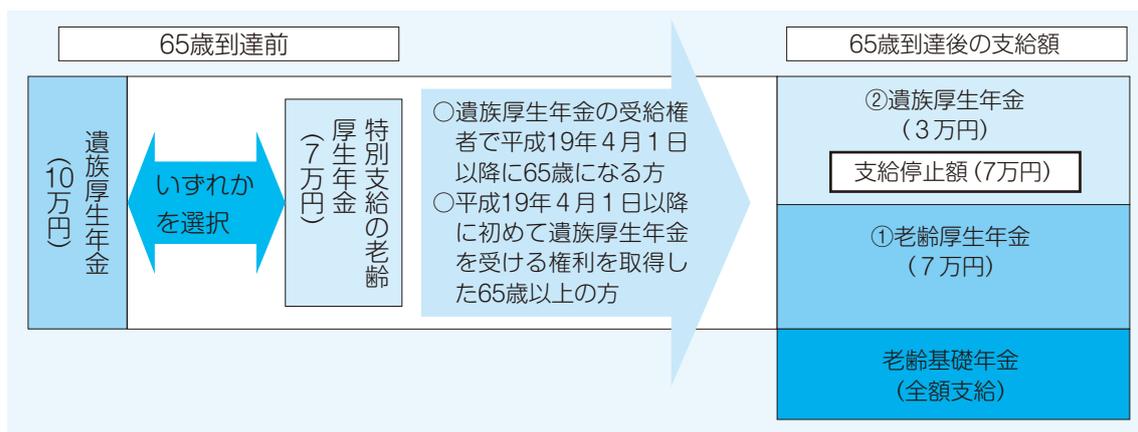
遺族厚生年金と老齢厚生年金等の受給権がある65歳以上の方は、

- ・ご自身の老齢厚生年金等は全額支給
- ・遺族厚生年金は、ご自身の老齢厚生年金等に相当する額が支給停止され、その差額のみ支給

※平成19年4月1日前に遺族厚生年金を受ける権利を有し、かつ、すでに65歳以上の方(昭和17年4月1日以前

生まれの方)は、この新しい仕組みの対象となりません。

※遺族厚生年金を請求する方が、老齢厚生年金等を受ける権利を有しているときは、遺族厚生年金の支給額を決定する必要があるため、遺族厚生年金と同時に老齢厚生年金等の請求をしていただくことが必要です。



若齢期の妻の遺族厚生年金制度の見直し

①夫の死亡時に30歳未満で子を養育しない妻等に対する遺族厚生年金は、5年間の有期給付となります。

②また、妻に対する遺族厚生年金に加算される中高齢寡婦加算(年間594,200円)は、夫死亡時に40歳以上である妻に、

65歳に到達するまでの間、支給されることとなります。

※平成19年4月1日前にすでに受給権が発生した遺族厚生年金は、この新しい仕組みの対象となりません。

